



山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(17)

目 次

規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障がい福祉課) ... 1

合 同 訓 令

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... 5

規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第61号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の2の2(裏)を次のように改める。

(裏)

申 請 す る 減 免 の 種 類	1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の認定を申請します。 (次のいずれかに該当する者は、該当する番号に をつけてください。)
	(1) 生活保護受給世帯に属する者 (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (3) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、(2)以外のもの
	2 障がい児施設等軽減に関する認定 次に掲げる要件をすべて満たすため、障がい児施設等軽減を申請します。 (1) 施設通所申請者又は20歳未満の施設の利用を希望する者に係る施設入所申請者であること。 (2) 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯に属する者のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円未満のものであること。 (3) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産(親族等が現に居住する不動産)以外の資産を有さないこと。 (4) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の合計額が次の区分に応じそれぞれ定める額以下であること。 イ 申請者の属する世帯が単身世帯である場合 500万円 ロ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯である場合 1,000万円
3 個別減免・医療型個別減免に関する認定(次のいずれかに該当する場合に限る。) 個別減免・医療型個別減免を申請します。(該当する番号に をつけてください。)	

(1) 施設の利用を希望する者が20歳以上で次に掲げる要件をすべて満たす場合
 イ 施設入所申請者であること。
 (年齢 歳)
 ロ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。
 ハ 一定の資産を有していないこと。
 (イ) 預貯金等の額が500万円以下であること。
 (ロ) 不動産(親族等が現に居住する不動産を除く。)を所有していないこと。

(2) 施設の利用を希望する者が20歳未満で医療型施設への入所を希望する場合
 (年齢 歳)

申請書提出者	申請者本人 申請者本人以外(下の欄に記入してください。)		
ふりがな		申請者	
氏名		との関係	
住所	〒 電話番号		
保険者名及び番号		被保険者証の記号及び番号	

- (注) 1 「施設通所申請者」とは、障害児施設給付費の給付の対象となる施設への通所を申請する者をいう。
 2 「施設入所申請者」とは、障害児施設給付費の給付の対象となる施設への入所を申請する者をいう。
 3 「医療型施設」とは、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の給付の対象となる施設をいう。
 4 「保険者名及び番号」の欄及び「被保険者証の記号及び番号」の欄は、障害児施設医療を受けようとする場合に記入してください。
 5 負担上限月額及び食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合は、福祉事務所が交付する境界層対象者証明書を添付してください。

別記様式第4号の3を次のように改める。

様式第4号の3

障がい児施設給付費支給変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

次のとおり、障害児施設給付費の支給の申請事項の変更を届け出ます。

届出者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名 (記名押印又は署名)		受給者証番号	
居住地	〒			
		電話番号		
届出申請に係る 障害児氏名	ふりがな		生年月日	年 月 日
			届出者との続柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番号		精神障害者保健 福祉手帳番号
変更の内容及び理由				

変更を届け出る事項の種類	<p>1 負担上限月額に関する事項</p> <p>下記の区分のいずれかに該当することとなつた(いずれにも該当しなくなつた)ので届け出ます。 (次のいずれかに該当する者は、該当する番号に をつけてください。)</p> <p>(1) 生活保護受給世帯に属する者</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの</p> <p>(3) 市町村民税非課税世帯に属する者であつて、(2)以外のもの</p>
	<p>2 障がい児施設等軽減に関する事項</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たすこととなつた(次に掲げる要件を満たさなくなつた)ので届け出ます。</p> <p>(1) 施設通所申請者又は20歳未満の施設の利用を希望する者に係る施設入所申請者であること。</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯に属する者のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円未満のものであること。</p> <p>(3) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産(親族等が現に居住する不動産)以外の資産を有さないこと。</p> <p>(4) 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の合計額が次の区分に応じそれぞれ定める額以下であること。</p> <p>イ 申請者の属する世帯が単身世帯である場合 500万円</p> <p>ロ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯である場合 1,000万円</p>
	<p>3 個別減免・医療型個別減免に関する事項</p> <p>次のいずれかに該当することとなつた(該当しなくなつた)ので届け出ます。(該当することとなつた(該当しなくなつた)番号に をつけてください。)</p>

(1) 施設の利用を希望する者が20歳以上で次に掲げる要件をすべて満たす場合 イ 施設入所申請者であること。 (年齢 歳) ロ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。 ハ 一定の資産を有していないこと。 (イ) 預貯金等の額が500万円以下であること。 (ロ) 不動産(親族等が現に居住する不動産を除く。)を所有していないこと。	(2) 施設の利用を希望する者が20歳未満で医療型施設への入所を希望する場合 (年齢 歳)
4 特定入所障害児食費等給付費に関する事項(施設入所申請者に限る。) 次のいずれかに該当することとなつた(該当しなくなつた)ので届け出ます。(該当することとなつた(該当しなくなつた)番号に をつけてください。)	
(1) 20歳以上である場合 イ 年齢 歳 ロ 市町村民税非課税世帯に属する者であること。	(2) 20歳未満である場合 (年齢 歳)

届出書提出者	届出者本人 届出者本人以外(下の欄に記入してください。)		
ふりがな			届出者との関係
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

- (注) 1 「施設通所申請者」とは、障害児施設給付費の給付の対象となる施設への通所を申請する者をいう。
 2 「施設入所申請者」とは、障害児施設給付費の給付の対象となる施設への入所を申請する者をいう。
 3 「医療型施設」とは、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の給付の対象となる施設をいう。
 4 負担上限月額及び食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合は、福祉事務所が交付する境界層対象者証明書を添付してください。

別記様式第4号の4中

社会福祉法人等による軽減措置の適用	
軽減適用期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

食事提供加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

合 同 訓 令

- 山形県訓令第19号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第3号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁
出 先 機 関
議 会 事 務 局
各 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年 4月 1日

山 形 県 知 事	齋 藤 弘
山 形 県 議 会 議 長	今 井 榮 喜
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	古 澤 茂 堂
山形県代表監査委員	加 藤 淳 二
山形県労働委員会会長	濱 田 宗 一
山形海区漁業調整委員会会長	齋 藤 辰 男
山形県内水面漁場管理委員会会長	設 楽 作 巳

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程	県訓令第13号	の一部を次のように改正す
	県議会訓令第1号	
	県選挙管理委員会訓令第18号	
	県人事委員会訓令第1号	
	昭和49年 4月 県監査委員訓令第2号	
	県地方労働委員会訓令第1号	
	山形海区漁業調整委員会訓令第1号 県内水面漁場管理委員会訓令第1号	

る。

別表第1村山総合支庁の項中「の福祉課」を「の福祉企画課」に、「保健福祉環境部西村山福祉課」を「保健福祉環境部生活福祉課」に、「産業経済部の西村山農業技術普及課及び西村山森林整備課」を「産業経済部の西村山農業技術普及課」に、「の西村山総務建築課」を「の西村山建設総務課」に、

「西村山総務建築課長」を「西村山建設総務課長」に、「産業経済部の北村山農業技術普及課及び北村山森林整備課」を「産業経済部北村山農業技術普及課」に、「の北村山総務建築課」を「の北村山建設総務課」に、

「北村山総務建築課長」を「北村山総務建設課長」に改め、同表置賜総合支庁の項中「並びに保健福祉環境部西置賜福祉課」を削り、「産業経済部の西置賜農業技術普及課及び西置賜森林整備課」を「産業経済部西置賜農業技術普及課」に、「の西置賜総務建築課」を「の西置賜建設総務課」に、

「西置賜総務建築課長」を「西置賜建設総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。